

# 生徒心得

1. 本校の教育方針を理解し、授業および各分野での積極的な活動を通して、資質向上に努める。
2. 基本的な生活習慣を確立し、日根野高校生としての自覚ある行動を心がける。
3. 他人の人権を尊重し、相手の立場に立って物事を考え、行動する。
4. 法令に違反したり、問題行動を起こしたりしない。
5. 生徒細則を遵守する。

## 生徒細則

1. 欠席、遅刻、早退について
  - ・欠席する場合は保護者から、「欠席連絡システム」(本校 Web ページにリンクあり)を用いて連絡する。また、「電話」による場合は午前 8 時 25 分から午後 4 時 55 分の間に連絡する。
  - ・月に 3～5 回以上遅刻した場合、早朝登校指導対象とする。(回数は各月の登校日数により加減)
  - ・早退は担任、生徒指導部または保健室(養護教諭)の許可を得る。
2. 制服について
  - ・入学式・卒業式および 4 月始業式等は正装とする。  
正装＝ブレザー、長袖シャツ・ブラウス、赤ネクタイ(男女とも)
    - \*4 月、11 月～3 月は必ずブレザー着用、または持参する。
    - \*ブレザー着用期間は、必ずネクタイまたはリボンを着用する。
    - \*長袖シャツ、ブラウス時はネクタイまたはリボンを必ず着用する。
    - \*本校指定以外のシャツ、ブラウス、ベスト、カーディガンの着用を認めない。
    - \*防寒着を着用するときはブレザーの上から着用する。教室内は着用できない。
3. 身だしなみについて
  - ・頭髪の染色・脱色・パーマ・エクステ・ライン等、また化粧やマニキュアもしない。
  - ・装飾品(ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット)を着用しない。
4. 携帯電話のマナーについて
  - ・授業中および HR 中は電源を切り、かばんに入れる。
  - ・鳴動する(呼び出し音、バイブ音など)、触る、見る、使う、机の上および中に放置した場合は携帯使用マナー違反として預かり指導を行う。(詳細は別紙配布)
  - ・再三の指導に従わない場合は保護者来校のうえ返却するなど、特別指導となることもある。
5. 自転車通学について

自転車通学許可願を提出する。自転車通学許可ステッカー(無料)を自転車に貼り付け、交通ルールを守って、安全に登校する。大阪府では「自転車条例」により自転車保険への加入が義務化されています。自転車通学の生徒は必ず加入すること。

また、令和 5 年 4 月より道路交通法の改定により、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用努力義務が課せられるため、積極的にヘルメットを着用すること。
6. 単車・自動車・アクセル付き自転車・電動キックボードについて
  - ・通学や学校関係の行動での乗車(私服も含む)
  - ・制服を着用してのすべての乗車

上記の 2 つ+その他悪質な事象についても指導の対象となる。

## 7. アルバイトについて

アルバイトは勉強や部活動の妨げとなるので、しないように。ただし、経済的な理由等でやむなくアルバイトをしなければならない場合、保護者の監督と責任の下でおこなうことができます。

## 8. 出席停止（停学）を含む特別指導について

高校では次のような行為をした場合には特別指導（訓告や出席停止：停学）となる。

この場合生徒は保護者と来校する。本校より指導事項の申し渡しを行い、家庭で謹慎する。

\*飲酒・喫煙・窃盗・薬物乱用・暴力行為などの不法行為。

\*いじめ、授業妨害、対教師暴力や暴言、器物損壊、迷惑行為や指導拒否、インターネット上への誹謗中傷の書き込みや、他人の画像や個人情報の無断掲載、6のバイク乗車や自動車を運転すること。

（保護者以外の送迎も含む）

※ 令和6年2月14日更新